

～ 制度調査部情報 ～

2007年11月30日 全2頁

# 退職給付会計の割引率見直しへ

制度調査部  
吉井 一洋

5年以内の債券利回りから、期末の利回りへ

## 【要約】

2007年11月22日のASBJ（企業会計基準委員会）で、退職給付会計の割引率等の見直しの検討を開始する旨が決定された。

現在の退職給付会計基準では、退職給付債務の割引率として概ね5年以内の債券の利回りをを用いることが認められているが、IFRS（国際財務報告基準）では優良社債の期末の利回りをを用いることとされている。

ASBJでは、割引率の見直しを検討し、2008年9月頃までに最終基準を公表する予定である。

2007年11月22日、ASBJ（企業会計基準委員会）は、退職給付会計専門委員会で退職給付会計の割引率等の見直しの検討を開始する旨を決定した。

EUでは、2005年1月からEU域内の上場企業にIFRSによる連結財務諸表の作成を義務付けており、2009年以降は、EU域内で資金調達を行うEU域外企業に対してもIFRS又は“IFRSと同等と認められる会計基準”に基づく連結財務諸表の作成を求めることとしている。EU域外企業にもIFRSの適用を強制するにあたって、EUでは、その企業の母国の会計基準がIFRSと同等と認められるかについて検証（同等性評価）を行うこととしている。同等性評価に関してはCESR（欧州証券規制当局委員会）が2005年7月に技術的助言の報告書を公表している。

この報告書では、日本の会計基準をIFRSと「総じて同等である」としつつも、全部で26の項目について調整措置を要求している。退職給付会計についても退職給付債務を算定する際に用いる割引率などに違いがあると指摘しており、開示項目Aとして調整を求めている。

割引率に関しては、IFRSでは期末の優良社債（社債に十分な市場が存在しない国では国債）の利回りを参照して決定することとされているが、わが国では一定期間（概ね5年以内）の債券（国債、政府機関債及び優良債）の利回りを考慮して補正を行うことができる。

最終的な同等性評価は、2008年6月までに行われるが、実際は、2008年4月のECからの報告で決定されると思われるので、2008年始めころまでには対応が必要となる。そこで、ASBJではEU同等性評価へ



の対応を主な目的として、短期に達成可能な「退職給付債務の計算に使用する割引率の取扱い」等  
に対象を絞った検討を行うこととしたわけである。

ASBJ では、2008 年 3 月頃までに公開草案を公表しコメントを募集し、2008 年 9 月頃までに、最終  
基準を完成させる予定である。